

JA購買品購入ローン（プロパー資金）

（平成 23 年 10 月 3 日現在）

商品名	JA購買品購入ローン
ご利用 いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当 JA の組合員（家族を含む）の方。 ○ 当 JA と取引実績があり信用状況が良好な方。 ○ その他当 JA が定める条件を満たしている方。
お使いみち	○ 当農協で購入した物品代（自動車は除く）等の代金決済に要する資金のみとします。
お借入金額	○ 代金決済に要する資金の範囲内とし、300 万円以内とします。
お借入期間	○ 7 年以内とします。
お借入利率	<ul style="list-style-type: none"> ○ 【固定金利選択型】 当初のお借入利率を、完済時まで適用いたします。 ○ 貸出軽減利率 <ul style="list-style-type: none"> ① 貸出期間 3 年以内 △ 0. 3 % <p>詳細については、当 JA の融資窓口へお問い合わせください。</p>
ご返済方法	○ 元金均等返済または元利均等返済とし、期日一括、毎月償還または年賦償還方式とします。
担保・保証	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則として、50 万円（既往借入額含む）以上は、物的担保、人的保証を徴します。 注) ①保証人は、返済期間内安定的に収入のある方とします。 ②必要により、不動産、定期貯金、共済等を担保として徴求（抵当権設定または質権設定）します。
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ○ ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む）が必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・全額繰上返済の場合…5, 250 円 ・一部繰上返済の場合…5, 250 円 <p>（1 年以内の借入期間の場合は除きます）</p> ○ ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 5, 250 円の条件変更手数料（消費税等含む）が必要です。
苦情処理措置 および紛争解決 措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 JA 本支店（事務所）または金融共済部（電話：0763-62-2123）にお申し出ください。当 JA では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、富山県農業協同組合中央会が設置・運営する富山県 JA バンク相談所（電話：076-445-2017）でも、苦情等を受け付けております。 ○ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 上記当 JA 金融共済部または富山県 JA バンク相談所にお申し出ください。 <p>富山県弁護士会（JA バンク相談所を通じてのご利用となります。上記富山県 JA バンク相談所にお申し出ください。）</p>

その他	<ul style="list-style-type: none">○ お申込みに際しては、所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。○ 現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。
-----	---